

【表紙】
【提出書類】訂正発行登録書
【提出先】関東財務局長
【提出日】2024年6月3日
【会社名】ユービーエス・エイ・ジー（UBS銀行）
(UBS AG)
【代表者の役職氏名】執行役員会プレジデント
セルジオ P. エルモッティ
(Sergio P. Ermotti, President of the Executive Board)
チーフ・ファイナンシャル・オフィサー
トッド・タックナー
(Todd Tuckner, Chief Financial Officer)
【本店の所在の場所】スイス国 チューリッヒ市 CH-8001 バーンホフスト
ラッセ45
(Bahnhofstrasse 45, CH-8001 Zürich, Switzerland)
スイス国 バーゼル市 CH-4051 エーシェンフォル
シュタット1
(Aeschenvorstadt 1, CH-4051 Basel, Switzerland)
【代理人の氏名又は名称】弁護士 月岡 崇
【代理人の住所又は所在地】東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 J Pタワー
長島・大野・常松法律事務所
【電話番号】03-6889-7000
【事務連絡者氏名】弁護士 月岡 崇
弁護士 石井 将太
弁護士 山元 恒輝
弁護士 明地 美穂
弁護士 早瀬 雄大
【連絡場所】東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 J Pタワー
長島・大野・常松法律事務所
【電話番号】03-6889-7000
【発行登録の対象とした売出有価証券の種類】社債
【発行登録書の内容】

提出日	2024年4月23日
効力発生日	2024年5月1日
有効期限	2026年4月30日
発行登録番号	6 - 外1
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額 3,000億円
発行可能額	3,000億円

【効力停止期間】この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期
間は、2024年6月3日（提出日）である。
【提出理由】発行登録書の参照書類と同種の書類を新たに提出したこ
とによる。
(訂正内容については、本文を参照のこと。)
【縦覧に供する場所】該当事項なし

【訂正内容】

訂正箇所には下線を付している。

第二部【参照情報】

第1【参照書類】

<訂正前>

(前略)

3【臨時報告書】

(i) 1の有価証券報告書提出後、本発行登録書提出日(2024年4月23日)までに、臨時報告書を2023年12月8日に関東財務局長に提出

(金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び同条第2項第7号の3の規定に基づき提出するもの)

(ii) 1の有価証券報告書提出後、本発行登録書提出日(2024年4月23日)までに、臨時報告書を2023年12月15日に関東財務局長に提出

(金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び同条第2項第3号の規定に基づき提出するもの)

(中略)

7【訂正報告書】

該当事項なし

<訂正後>

(前略)

3【臨時報告書】

(i) 1の有価証券報告書提出後、本訂正発行登録書提出日(2024年6月3日)までに、臨時報告書を2023年12月8日に関東財務局長に提出

(金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び同条第2項第7号の3の規定に基づき提出するもの)

(ii) 1の有価証券報告書提出後、本訂正発行登録書提出日(2024年6月3日)までに、臨時報告書を2023年12月15日に関東財務局長に提出

(金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び同条第2項第3号の規定に基づき提出するもの)

(iii) 1の有価証券報告書提出後、本訂正発行登録書提出日(2024年6月3日)までに、臨時報告書を2024年6月3日に関東財務局長に提出

(金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び同条第2項第12号及び同項第19号の規定に基づき提出するもの)

(中略)

7【訂正報告書】

訂正報告書(上記3(ii)の臨時報告書の訂正報告書)を2024年6月3日に関東財務局長に提出